

不登校に関する調査研究協力者会議報告書（取りまとめ素案）
（目次）

1. はじめに

2. 不登校の現状と実態把握

- (1) 不登校児童生徒数の推移等
- (2) 不登校の要因・背景や支援ニーズの多様さ

3. 今後重点的に実施すべき施策の方向性

- (1) 不登校傾向のある児童生徒に関する支援ニーズの早期把握
 - ① これまでの取組
 - ② 更に重点的に進めるべき取組
 - a. 魅力ある学校づくり
 - b. 教育機会確保法の学校現場への周知・浸透
 - c. 不登校傾向のある児童生徒の早期発見及び支援ニーズの適切な把握
 - d. 校内の別室を活用した支援等、学校内の居場所づくり
 - e. SC等を活用した心理教育の推進
- (2) 不登校児童生徒の多様な教育機会の確保
 - ① これまでの取組
 - ② 更に重点的に進めるべき取組
 - a. 不登校特例校、教育支援センター、民間団体等の多様な場における支援
 - b. ICTを活用した学習支援
 - c. 学校外の民間施設等や自宅におけるICTを活用した学習状況の把握
- (3) 不登校児童生徒の社会的自立を目指した中長期的支援
 - ① これまでの取組
 - ② 更に重点的に進めるべき取組
 - a. 教育相談の充実
 - b. 地方公共団体や関係機関等が連携したアウトリーチ型支援及び家庭教育支援の充実
 - c. 不登校児童生徒の将来を見据えた段階的支援

4. 最後に

1. はじめに

- 不登校に関する調査研究については、学校不適応対策調査研究協力者会議の平成4年3月報告「登校拒否（不登校）問題について」、不登校問題に関する調査研究協力者会議の平成15年3月報告「今後の不登校への対応の在り方について」、さらに不登校に関する調査研究協力者会議の平成28年7月報告「不登校児童生徒への支援に関する最終報告」等において実施されており、これまで様々な提言を踏まえて不登校児童生徒への支援等が行われてきたところである。これらの不登校に対応する上での基本的な視点や取組の充実のための提言自体は、今でも変わらぬ妥当性を持つものであると考えられている。
- 他方で、今般、人々の意識や生活様式、子供達の教育の在り方、学び方にも大きな影響を与えている新型コロナウイルス感染症という、未だその後の展望が予測困難な状況が国や地域を越えて広がっている。このような状況を踏まえ、これまでの提言や教育機会確保法等の趣旨が関係者の間において正しく理解され実践されているかを改めて見直すとともに、人々の意識の変化や社会全体のデジタル化・オンライン化、GIGAスクール構想による一人一台端末などのICT環境の整備をはじめとするDX推進などを踏まえ、さらには当事者の声として、直近まで不登校であった児童生徒やその保護者に対する実態調査の結果を積極的に生かすなど、新たに付加すべき視点がないかを今一度整理し、優先的・重点的に実施すべき方策はなにかを整理・検討した上で、取り組みを着実に進める必要がある。

2. 不登校の現状と実態把握

(1) 不登校児童生徒数の推移等

～「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（令和3年10月 文部科学省）より～

- コロナ禍の中で実施された「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（以下、「令和2年度問題行動等調査」という。）を見ると、小・中学校における不登校児童生徒数は調査開始以降最多となる等、コロナ禍によって学校内外の生活が大きく変化し、子供たち意識や行動等にも大きな影響を与えていることがうかがえる結果となった。この背景については、生徒の休養の必要性を明示した教育機会確保法の趣旨が浸透した側面も考えられるが、コロナ禍による生活環境の変化により生活リズムが乱れやすい状況であったこと、学校生活において様々な制限のある中でうまく交友関係が

築けない等、登校する意欲が湧きにくい状況にあったこと等が考えられる。

- 長期欠席のうち、「新型コロナウイルスの感染回避」により 30 日以上登校しなかった児童生徒は、小中学校合わせて 20,905 人、高等学校 9,382 人であり、全児童生徒数の約 0.2% であった。これらの児童生徒については、感染症によりやむを得ず登校できない児童生徒であり、いわゆる不登校とは別に調査をしているが、感染症への対応が長期化する中で学習の著しい遅れ等により、感染症の恐れがなくなった際に学校に行く意欲が低下しないよう、感染対策を徹底しつつ、児童生徒の健やかな学びを最大限保障することが求められる。引き続き周囲の大人が子供の SOS を受け止め、組織的対応を行っていくことが必要である。

～「不登校児童生徒の実態把握に関する調査」（令和 3 年 10 月 不登校児童生徒の実態把握に関する調査企画分析会議）より～

- 教育機会確保法第 16 条において、「国は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の実態の把握に努める」とされていることを踏まえ、文部科学省において、上述の問題行動等調査を実施する一方、不登校児童生徒やその保護者の実態をより詳細に把握し支援策に活かすため、令和 2 年度に「不登校児童生徒の実態把握に関する調査」（以下「実態調査」という。）を実施し、その結果を令和 3 年 10 月に公表した。
- 「不登校の要因」について、「令和 2 年度問題行動等調査」では、「無気力・不安」（46.9%）、「生活リズムの乱れ、あそび、非行」（12.0%）、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」（10.6%）、「親子の関わり方」（8.9%）、「学業の不振」（5.4%）、「教職員との関係をめぐる問題」（1.2%）と多岐に渡ることが分かる。一方、「実態調査」では、「最初に学校に行きづらいつと感じ始めたきっかけ」について、「先生のこと」「身体の不調」「生活リズムの乱れ」「友達のこと」がそれぞれ 3 割程度を占めている。
- 今回、不登校の要因・背景（実態調査については、「最初に（学校に）行きづらいつと感じ始めたきっかけ」）について「令和 2 年度問題行動等調査」と「実態調査」の結果に乖離が見られたのが、「教職員との関係をめぐる問題」（実態調査については「先生のこと」）や「学業の不振」（実態調査については「勉強がわからない」）であった。これについて、前者は学校を対象とした悉皆調査で、主な要因を 1 つ選択することとしているのに対し、後者は不登校児童生徒本人を対象とした抽出調査で、あてはまる要因を複数回答するものであることから、より幅広く回答がされたことなど、調査対象者数や調査手法等の違いに

よって差が出たものと考えられる。一方で、主たるものではない可能性があるとはいえ、これらの点について学校が認識しているよりも多くの児童生徒が感じていることが明らかとなった。

- 両調査結果に共通しているのは、不登校の要因や背景の多様さ、不登校である期間やその受け止め方が個々の状況によって多様であり、それによって支援ニーズも多岐に渡るといえる点である。経験等により得られた特定の指導・支援方法が適切な場合もあれば、個々の児童生徒の状況によっては適さない場合もあることを、学校や教職員等不登校児童生徒に関わる関係者は常に念頭に置く必要があり、日頃の児童生徒理解や適切な目配りはもとより、児童生徒本人の話をよく聞き、個々のニーズを把握した上で対応を行う必要がある。
- なお、当調査研究協力者会議では、「令和2年度問題行動等調査」の「不登校の要因」の調査項目について、より不登校児童生徒の状況や背景を的確に捉え、不登校児童生徒の支援に活用しやすいものに変更すべきだとの意見があった。これについては、調査の継続性にも配慮しつつ、不登校児童生徒の実態に関する様々なエビデンスや有識者の意見等を踏まえ、必要に応じてより適した調査項目になるよう改善を図っていくことも必要であろう。

3. 今後重点的に実施すべき施策の方向性

(1) 不登校傾向の児童生徒に対する支援ニーズの早期把握

a. 魅力ある学校づくり

(児童生徒との信頼関係の構築・コミュニケーション等の在り方)

- 全ての児童生徒が楽しく、安心して豊かな学校生活を送ることができるような、魅力のある学校づくりを目指すことは、様々な課題を抱える児童生徒にとって、安心して快適に過ごせる居場所があるという意味でも非常に重要である。そのためには、校長のリーダーシップのもと、学校が安心感・充実感が得られるような活動の場となるよう取り組みを進めるとともに、不登校の要因ともなり得るいじめや暴力行為、体罰等を許さない毅然とした態度で適切な対応が行えるよう、学校全体での組織的な取り組みが必要である。また、教育機会確保法の基本指針では、「教職員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導は許されず、こうしたことが不登校の原因となっている場合は、懲戒処分を含めた厳正な対応が必要である。」とされていることにも留意する必要がある。
- 2.(2)に記述したとおり、今回文部科学省が実施した2つの調査において、不登校の要因に関する認識に学校と児童生徒の間でやや乖離が見られる結果となった。また両調

査の調査手法や対象者等が異なるため、単純に比較はできないが、「実態調査」の自由記述内容も勘案すると、一定の割合で教職員の対応により不登校となった事例が存在することがわかる。これについて、国や都道府県・市町村教育委員会等はじめ全ての学校関係者・教職員は課題の一つとしてしっかり受け止めなければならない。また、友人関係がきっかけと挙げている児童生徒も多いことから、いじめなどについても早期の、かつ適切な対応が求められる。

(校長等のリーダーシップによる専門職を活用したチーム学校の推進強化)

- ヒアリングを行った横浜市教育委員会、鳥取県教育委員会共通して、校長等管理職の強いリーダーシップと専門家の活用による個々の児童生徒理解の深化と早期把握、チームで対応することにより教職員の意識や対応が変化し、それが困難を抱える児童生徒にも良い影響を与え、結果的に学校が安心して学習できる場となっている。このような好事例を参考にしつつ、その取り組みをより効果的に進めていくためにも、都道府県・市町村教育委員会等の理解と積極的な取り組みが必要であり、支援スタッフの活用や教職員の業務改善等、教職員の働き方改革も併せて進めていく必要がある。

b. 教育機会確保法の学校現場への周知・浸透

- 教育機会確保法が成立して5年あまり経過し、令和元年6月には法の附則における法施行後3年以内に実施される施行状況の見直しの議論が取りまとめられた。その中でも教育機会確保法や基本指針の内容が教職員に十分周知されておらず、その趣旨に基づく対応が徹底されていないとの指摘を受けた。その後も各種会議や研修会等で周知は図っているものの、現在もなお法の趣旨について、学校現場への周知やその考え方に基づく対応が十分に浸透しているとは言い難い状況である。
- 引き続き都道府県・市町村教育委員会等や独立行政法人教職員支援機構が実施する研修において、教育機会確保法の趣旨の理解を深めるような内容を取り扱うとともに、学校現場においては校長が教職員等に対し、教育機会確保法の趣旨を踏まえた対応を行う必要があることや、不登校児童生徒の対応については学級担任等の教員だけに任せるのではなく、学校として組織的・計画的に行う必要がある旨を明確に示す等、全ての教職員や支援スタッフ等が安心して取り組みが行えるような学校組織マネジメントと支援体制の構築が求められる。

c. 不登校傾向のある児童生徒の早期発見及び支援ニーズの適切な把握

(スクリーニング及び「児童生徒理解・教育支援シート」を活用したアセスメントの実施)

- 不登校の背景や要因が多岐に渡る中、予兆を含め学校に行きづらい等不登校傾向の

児童生徒を初期段階で発見し、適切に支援していくことは、その後の学習の遅れや生活の乱れ等を回避し、児童生徒の学ぶ機会の保障や将来の社会的自立にもつながる。特に実態調査によると、低学年の時期に不登校になった児童生徒は、自ら支援を求める意識がより低いため、積極的な把握が求められる。そのためには、個々の児童生徒の状況や支援ニーズについて、児童生徒の日頃の状況を良く把握している学級担任や養護教諭、生徒指導担当教諭教育相談担当教諭等とともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家が連携し、学校や児童生徒への的確なアセスメント（見立て）を行い、ケース会議等において支援の在り方を検討する等、効果的な教育相談体制の構築が重要である。

- ヒアリングを行った京都市教育委員会では、児童生徒の友達関係や授業がつまらないという要因が、学校にいきづらいつ況の要因であるとの調査結果を踏まえ、児童生徒の小さな変化への気づきに教職員が対応できるよう、組織的な取り組みを行っている。
- 文部科学省では、令和2年度に児童生徒の抱える児童虐待、いじめ、貧困の問題、ヤングケアラー等の表面化しにくい問題を客観的に把握し、早期発見・早期対応を図るため「スクリーニング活用ガイド」を作成・公表し、全ての児童生徒を対象とした検討と、気になる事例を早期に複数メンバーで洗い出すスクリーニング会議の定期的な実施及び支援・対応策を検討するためのケース会議の必要性を示している。また、令和3年度には、スクリーニングの効果的な推進に関する調査研究を実施しているところである。
- また、不登校に関する調査研究協力者会議の平成28年7月報告「不登校児童生徒への支援に関する最終報告」では、個々の児童生徒ごとに不登校になったきっかけや不登校の継続理由を的確に把握し、その児童生徒に合った支援策を策定するため、学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の学校関係者が中心となり、「児童生徒理解・教育支援シート」の作成が推奨されており、全国的な実施を促す観点でモデルとなるフォーマットを試案として示している。さらに、令和元年10月25日の通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」（元文科初第698号）においても、「児童生徒理解・教育支援シート」を活用した組織的・計画的支援を行うよう、改めて各教育委員会等に周知を行っている。このシートについて、地方公共団体の実情に応じて名称や記載すべき項目等は異なるが、スクリーニングによって把握した児童生徒を具体的な支援につなげるためには、このようなシートを活用しつつ関係者が同じ情報を共有し、それをもとに困難を抱える児童生徒のアセスメントや具体的な支援策の策定・実施を行うことが非常に重要である。今後は、スクリーニングの実施や「児童生徒理解・教育支援シート」等を活用したアセスメント・支援策の策定・実施等、児童生徒の課題の早期発見に

に向けた取組の全国普及を図っていく必要がある。

- このほか、困難を抱えた児童生徒の早期発見・早期支援の方法として、一部の学年を対象としてスクールカウンセラーによる全員面接を実施することも有効であると考えられ、全員面接の実施により、困難を抱えているがSOSを出すことができていない児童生徒の早期発見につながる可能性がある。また、その時点で困難を抱えていない場合であっても、スクールカウンセラーの面接を受けることを体験することで、相談することに対する心理的な敷居が低くなったり、将来的に悩みを抱えたときに身近な大人に相談できることを知る機会になる。

d. 校内の別室を活用した指導支援等、学校内の居場所づくり

- 学校には行けるが教室には入りづらい児童生徒や一旦不登校になったものの学校に戻りたいと思っている児童生徒については、学校での居場所として、校内の別室を利用した指導支援が有効な場合がある。
- 児童生徒が学校や教室に居づらくなったり落ち着かない時など、不登校の兆候がある早期段階において、学校内に安心して心を落ち着ける場所があり、個別の学習支援や相談支援を行うことができれば、学習に対する遅れやそれに基づく不安も解消され、早期に学習や進学に関する意欲を回復しやすい効果が期待される。都道府県・市町村教育委員会等の主導の下、オンラインやICTの活用も視野に入れつつ、校内の別室を活用して「校内教育支援センター」などを設置し、退職教員やスクールカウンセラー等により、学習支援や相談を行う等、特色ある取り組みを進めているところであり、不登校になる前の早期発見・早期支援策の1つとして効果が期待される。

e. 心の健康の保持に関する教育の実施

- 令和2年度の実態調査によると、「一番最初に学校に行きづらい、休みたいと感じてから、実際に休み始めるまでの間で、学校に行きづらいことについて誰かに相談しましたか」との質問について、「誰にも相談しなかった」という回答が、小学生では35.9%、中学生では41.7%であり、4割近くの児童生徒が誰にも相談せずに学校に行きづらい気持ちを一人で抱えている現状がわかった。
- 様々な強いストレスや困難な事態等に直面した時に、児童生徒自らが心の危機のサインを理解し、適切な援助を求められること、また心の危機に陥った友人の感情を受け止めて理解しようとするSOSの受け止め方、さらに周囲の信頼できる大人につなぐことを学ぶことは、不登校に早期に対応する上で重要な観点である。学校においては、学級担任に加え

て養護教諭やスクールカウンセラー等が連携しつつ、SOS の出し方に関する教育を組織的に進めていくことが求められる。また、その際には、児童生徒の SOS を教職員や周囲の大人が適切に受け止め対応できるよう、教職員に対する研修や保護者学習会、セミナー等の実施も併せて実施していく必要がある。

- また、困難を抱える児童生徒の SOS（援助希求）を受け取るためには、SOS の発信のみならず、生命を尊重する教育や人間関係を築く教育といった下地づくりの教育、日々の健康観察や相談しやすい雰囲気づくりの醸成などの校内の環境づくりと一体となって相談しやすい環境をつくっていく必要がある。

（２）不登校児童生徒の多様な教育機会の確保

a. 不登校特例校、教育支援センター、民間団体等の多様な場における支援

- 不登校の背景や要因は多岐に渡り、個々の児童生徒の状況も多様である。学校には行けるが休みがちである者、教室には入れず別室による指導を希望する者、在籍校には行けずに教育支援センターによる個別指導を受けたい者、別の学校で学習したい者、フリースクール等の民間施設に通いたい者、自宅において ICT を活用した学習・相談を希望する者など、教育機会確保法が求める国・地方公共団体・民間団体等の連携を促進し、それぞれの児童生徒の状況に応じた多様な学習機会を用意する等、教育機会の確保を図っていくことが求められている。さらに、児童生徒の心の状況も折々で変化する。そのため、在籍校等は、児童生徒の状況を継続的に確認しつつ、教育委員会・教育支援センター等と連携して、不登校児童生徒及びその保護者に応じて、ある時は校内の別室指導や教育支援センターによる支援を提案し、ある時はフリースクール等の民間団体の支援を紹介する、自宅における ICT を活用した学習支援等を提供する等、個々の状況に応じた指導支援や多様な学びの場や居場所等の紹介を行う等、域内の不登校児童生徒や保護者を支える中核としての機能強化が求められる。その意味でも国・地方公共団体や学校とフリースクール等民間団体との連携や教職員向け研修会、保護者向け学習会等は今後も進めていく必要がある。
- 不登校特例校は教育機会確保法において、国や地方公共団体の努力義務として設置促進が求められており、通常の学校の教育課程より総授業時間数や教育内容を削減しつつ、少人数指導や習熟度別指導、個々の児童生徒の実態に即した指導・支援等を行う学校である。現在、全国で 17 校開校されており（令和 4 年 2 月現在）、地方公共団体が設置する教育支援センター等とも連携を図りつつ、基礎学力の定着や社会性の育成、自己肯定感の向上等が見られ、進学にも良い影響を与える等の効果が見られている。一方で教員等の人手不足等の課題も抱えており、運営上の改善や工夫等も求められる。

○ フリースクール等民間団体

b. ICT 等を活用した学習支援

c. 学校外の民間施設等や自宅における ICT を活用した学習状況等の把握

(3) 不登校児童生徒の社会的自立を目指した中長期的支援

a. 教育相談の充実

(校長等のリーダーシップによるチーム学校の推進強化と教育委員会等の役割)

- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを学校全体の取り組みの中に実質的に組み込むためには、目的を共有しつつ教職員、教育相談担当教員、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーのそれぞれの役割を明確にし、双方の職務や役割、それぞれの立場からの考え方・視点の相違やその背景にある文化等について理解し、受け止めていく必要がある。
- そのためには、各教育委員会・学校において、知識伝授型の研修のみならず、チーム学校として機能する仕組みを学ぶ研修、例えば模擬ケース会議等を設定し、チーム学校の中でお互いの専門性を活かし、協働しながらできることを具体化しつつ問題解決へと導くことを実践として学べる研修等を実施することが必要である。また、教員及びスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の実践力やアセスメント力を上げる研修の実施等、資質能力の向上を図ることも重要である。
- また、各学校の校長等管理職は、そのリーダーシップを発揮し、個々の児童生徒と向き合って指導・支援を行う教育相談が日々児童生徒と接する教員の不可欠な業務であるとの認識の下、教員に対し、児童生徒の心のケアや困難な状況への対応について、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーに任せきりにせず、チーム学校の中で連携しつつ解決する意識を組織全体で共有し、それを実践していく必要がある。また、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーにおいては、自らの専門性を活かしつつもそれのみに閉じるのではなく、第三者性も確保しつつ、保護者や教職員へのコンサルテーションの実施やチーム学校の一員として児童生徒の問題を解決していくこと、職務内容の理解を広げることも自らの職務であるとの意識を持ち、それを実践していくことが重要である。校長等は上記のような観点からそれぞれの職務遂行状況を把握・評価するとともに、必要な体制の構築とその強化を行うことが求められる。
- 一方、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが専門性を十分に発揮する

ためには現在の配置時間ではとても足りないという現場の声もある。週1回3～4時間の配置だけでは、カウンセリングをこなすことで精一杯で教員や保護者へのコンサルテーションまで手が回らない、今より配置時間が長ければ、さらに救える児童生徒が増えるという声もある。よって、国・地方公共団体においては、資質向上と併せて引き続き配置時間の充実も図っていく必要がある。スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの実際の配置に当たっては各都道府県・市町村教育委員会等において定量的指標に基づく効果検証を行い効果的な配置に取り組む必要があり、特に重点配置については課題ごとの効果検証の結果を踏まえた適切な配置を行う必要がある。

(教員養成段階における取り組み)

- 教育相談は、学校生活において児童生徒と接する教員が、子供たちの悩みや不安を把握するために不可欠な業務であることを踏まえ、教員の養成段階からスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門職と連携しながら対応する必要があることを学んでおくことも必要である。今後もスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置時間の充実に努めていくものの、実態として全ての学校に常に専門職がいる状況となることは難しく、日々対応が必要な事案については、学級担任等を含めた教職員が行っていく必要があり、教職員にはそのための基礎的な知識・スキルが求められる。
- 令和3年1月26日中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」において、令和の日本型学校教育の実現に向け、質の高い教員が教育を行うことの重要性に鑑みて教員養成・採用・研修の在り方について検討を行うこととされたことを踏まえ、中央教育審議会に「『令和の日本型学校教育』を担う教師の在り方特別部会」が設置され議論が行われている。その中で、特定分野に強みや専門性を持った教師の育成・採用も論点に挙がっており、心理・教育相談の専門性を持った人材育成の在り方に関する議論の方向性を踏まえつつ、必要な対応を行っていく必要がある。

(オンラインカウンセリング等の実施)

- スクールカウンセラー等によるカウンセリングの実施について、対面での実施が困難な状況にある場合は、オンラインによる遠隔でのカウンセリング（ICT端末の画面上で両者の顔が見えるような形での対面相談）も有効な手段の一つと考えられる。GIGAスクール構想による一人一台端末の整備状況も踏まえ、今後の活用が期待される。そのため、地方公共団体等の優良事例の収集・周知を行っていく必要がある。ただし、オンラインカウンセリングを実施する際には、学校側が全く関与しないままにスクールカウンセラーと児童生徒・保護者がシステムを利用したカウンセリングを継続することは望ましくないこと、適切な場所の確保や面接時間などのルール作りが必要なこと、自傷他害等の生命に

関わるリスクのあるケースやいじめ・虐待などの法によって対応が示されているケースなどは学校全体で対応することが原則であること等、いくつかの留意点を踏まえる必要がある。また、虐待など家庭に困難を抱え、児童生徒が自宅での相談を望まない場合は、学校の別室を用いたカウンセリングを行う等、個々の事情に応じた配慮が求められる。

（電話や SNS 等を活用した相談体制の充実）

- 政府においては、孤独・孤立対策として、電話・SNS 相談を活用した相談支援体制の整備を進めているが、文部科学省においても、地方公共団体と連携し、児童生徒の悩み一般を受け付ける統一ダイヤル「24 時間子ども SOS ダイヤル」や SNS 等を活用した相談事業を実施しており、今後もそれぞれの充実を図るとともに、ひとりでも多くの子供の相談に対応できるよう、電話相談と SNS 相談の有機的・効果的な連携が図れるよう、適切な実施方法等について、引き続き検証を行っていく必要がある。なお、相談事業の実施の際には、相談を受け付ける対象者を明確にし、その対象者に応じたわかりやすい周知に努めるとともに、不登校児童生徒や高等学校の中退者等も利用できるような配慮を行う必要がある。また、電話相談と SNS 相談の両方を設置している場合は、児童生徒が自らの相談しやすい方法が選択できるよう、双方併せて周知することが望ましい。

b. 地方公共団体や関係機関等が連携したアウトリーチ支援及び家庭教育支援の充実

（地方公共団体や関係機関等が連携したアウトリーチ支援）

- 令和 2 年度問題行動等調査によると、小・中学生において学校内外の機関等で相談・指導等を受けた不登校児童生徒数は約 12 万 9 千人であり、不登校児童生徒全体に占める割合は 65.7%となっている。これは裏を返すと、約 3 割近い児童生徒が学校内外の機関等での相談・指導等につなげていないことを意味する。さらに、実態調査においても、「学校に行きづらいつ感じ始めた時に相談した相手」について、小・中学生とも約半数が家族に相談をしているが、「誰にも相談しなかった」と回答したのは約 4 割であり、このような児童生徒に対して適切な学習支援・相談につなげることが課題である。
- 国においては、令和 2 年度から不登校支援を行う都道府県・市町村教育委員会に対する補助事業として、「不登校児童生徒に対する支援推進事業」を実施している。本事業では、学校内外の相談・支援機関につなげていない児童生徒に対し、家庭訪問等を通じての相談、学習支援等を行う支援員を配置する等、アウトリーチ型支援に関する取り組みへの補助を実施している。各都道府県・市町村教育委員会においては、このような事業等も有効に活用しつつ、学校内外の相談・指導等につなげていない児童生徒の支援についても取り組むことが期待される。

(家庭教育支援の充実)

- 不登校に関する調査研究協力者会議の平成28年7月報告「不登校児童生徒への支援に関する最終報告」では、「家庭教育は全ての教育の出発点であり、人格形成の基礎を培う重要な役割を担っており、家庭の教育力の向上を目指して様々な施策を推進することは極めて重要である。」とされている。不登校児童生徒の保護者は本人と同様に大きな不安を抱えており、実態調査によると、保護者の「子どもとのかかわり」では、約8～9割の保護者が「日常会話や外出など、子どもとの普段の接触を増やした」「子どもの気持ちを理解するよう努力した」と回答した一方で、「子どもの進路や将来について不安が大きかった」「子どもにどのように対応していいのかわからなかった」との回答も多く、また、自由記述においては、「本人を気遣い、『学校には行けるようになってからでいいよ』と声を掛けると、かえって『私の気持ちはわからない』と子どもから返され、何を言ってもわからない」といった回答もあった。このように、不登校児童生徒への支援とともに、保護者が抱える不安や困難に寄り添った支援が望まれる。
- 本ヒアリングを行った一般社団法人家庭教育支援センターペアレンツキャンプでは、不登校支援の多くは児童生徒への直接的な支援が多くそれを支える家庭や保護者への支援は十分でないとの認識の下、保護者に具体的なアドバイスを行いつつ、児童生徒の復学支援さらに継続登校のサポートをすることで、児童生徒の社会的自立のみならず、家庭の自立、民間団体の支援がなくとも、家庭が子供を支える力を身に付けられるような取り組みを行っている。
- また、本調査研究協力者会議では、不登校児童生徒を抱える保護者の経験が蓄積され、共有されるべきではないかとの意見もあった。当事者視点で語られる経験は同じ悩みを抱える保護者の大きな支えや前進力となるため、親の会や保護者同士の学習会などの場を積極的に活用することも考えられる。
- 国においては、真に支援が必要な家庭へのアウトリーチ型支援の取り組みを含め、各地方公共団体が実施する家庭教育支援を担う人材の養成や「家庭教育支援チーム」の組織化等の推進体制の構築、保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応等の取り組みを支援する事業（「地域における家庭教育支援基盤構築事業」）を実施している。各地方公共団体は、このような事業等も活用しながら、民間団体等とも連携し、地域における家庭教育支援、家庭教育支援チームによるアウトリーチ型支援、親の会等の保護者を支える取り組みを一層進めていくことが期待される。
- こどもを取り巻く状況が深刻になる中、こども政策を強力に推進するため、令和3年12

月には「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」が閣議決定され、令和5年度のできる限り早い時期にこども家庭庁を創設することとされた。同基本方針では、「相談対応や情報提供の充実、全てのこども居場所づくり」として、こども家庭庁が NPO 等と連携し不登校のこどもへの支援を含め、児童館や青少年センター、こども食堂、学習支援の場をはじめとする様々な居場所（サードプレイス）づくりやこどもの可能性を引き出すための取組に係る事務を担うこととされている。具体的な実施内容や体制等については今後検討が具体化されることとなるが、文部科学省としても不登校児童生徒の支援に関しこども家庭庁とも連携を図り、それぞれの強みを生かしつつ不登校児童への支援を充実させていくことが必要である。

c. 不登校児童生徒の将来を見据えた段階的支援段階的な支援